



島根県報

平成22年3月5日（金）

号外第35号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例	（土地資源対策課）	3
島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（地 域 福 祉 課）	4
島根県地域医療再生臨時特例基金条例	（医 療 対 策 課）	5

公布された条例等のあらまし

◇島根県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例（条例第3号）

1 条例の概要

島根県発電用施設周辺地域振興基金を財源とする事業に発電用施設の周辺の地域内における公共用施設に係る整備及び維持補修のための事業を追加することとした。（第1条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 条例の概要

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源とする事業に求職中の生活困窮者の生活、就労、住宅等に係る支援のための事業を追加することとした。（第1条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県地域医療再生臨時特例基金条例（条例第5号）

1 条例の概要

(1) 設置

地域における医療に係る課題を解決するために定める地域医療再生計画に基づく事業に要する経費に充てるため、島根県地域医療再生臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 22 年 3 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 3 号

島根県発電用施設周辺地域振興基金条例の一部を改正する条例

島根県発電用施設周辺地域振興基金条例（昭和56年島根県条例第31号）の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「周辺の地域」の次に「内における公共用施設に係る整備及び維持補
修のための事業、当該地域」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 4 号

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の創出」の次に「及び求職中の生活困窮者の生活、就労、住宅等に係る支援」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県地域医療再生臨時特例基金条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 5 号

島根県地域医療再生臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 地域における医療に係る課題を解決するために定める地域医療再生計画に基づく事業に要する経費に充てるため、島根県地域医療再生臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。